

弁護士山下江の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第20回

製造物責任法(P.L法) について

概略
被害者が製造物の欠陥・損害・因果関係を立証すれば、メーカー側はその欠陥によって生じた損害を賠償する義務を負うとするものです。

不法行為法との違い

民法の不法行為法では、損害賠償を請求するためには、メーカー側の故意過失について、被害者が立証しなければなりません。しかし、被害者がメーカー側の従業員の故意過失を立証することは極めて困難です。被害者がメーカーの製品製作過程を調査しどこに過失があったかを知ることがほとんど不可能なことだからです。そこで、P.L法は、被害者救済の立場から、被害者は「故意

過失」の代わりに、当該製品について「欠陥の存在」を立証すれば良いとしたのです。

製造物とは

P.L法でいう「製造物」とは、製造又は加工された動産です。動産とは不動産以外の有体物ですから、不動産やエネルギー、サービスなど無体物は含まれません。また、野菜、水産物などの一次産品は加工されていませんから含まれません。ですから、これらはP.L法の対象外です。

責任を負う業種

製造業、加工業、輸入業です。流通や販売業には原則適用がありません。自ら当該製造物に製造業者として商号、商標等を表示したものなども含まれます。

損害賠償の対象

P.L法の適用のある損害は、製品それ自体の損害ではなく、製品の欠陥により人の生命、身体又は財産に与えた損害です。製品それ自体の損害は民法の契

約責任や不法行為責任で解決できるからです。

欠陥とは

法第2条では「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」と規定されています。

欠陥には、設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示・警告上の欠陥の3種類があります。設計上の欠陥とは設計段階で安全性に対する配慮が足り無かった場合、製造上の欠陥とは設計通り製造されなかった場合、指示・警告上の欠陥とは事故発生の可能性や事故防止のための情報などを消費者に対して与えなかった場合を言います。

因果関係

P.L法上の責任が発生するのは、民法の不法行為と同じで、欠陥と生じた損害との間に、相当因果関係が存在することが必要です。相当因果関係とは、そ

のような欠陥があれば通常そのような損害が生ずるのであると認められる関係です。因果関係の成否は、裁判上多くの製品事故において争われております。損害が発生した原因が当該欠陥ではなく他の問題であるとか、他の問題も含めて複合的に影響を与えているとかが争われるわけです。

免責事由

製造業者等が、当該製造物その製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたことを証明したときなどには、製造業者等は賠償義務を負うことから逃れることができます。

期間の制限

P.L法に基づく損害賠償請求権は、被害者等が損害及び損害賠償義務者を知ったときから3年間行わないときは、時効消滅します。製造業者等が当該製造物を引き渡したときから10年を経過したときも同様です。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com
まずはお気軽に
お電話下さい
相談予約専用
フリーダイヤル
0120-7834-09
予約受付:平日9時~20時、土曜10時~17時
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広島白鳥線縮景園前徒歩1分
TEL 0570-008450 FAX 0570-008455 アーバンビュージェランドタワー隣

中四国最大級(弁護士16名、秘書27名) H23.6 現在
所属弁護士 所長・山下江/副所長・田中伸
柴橋修/稲垣洋之/山口卓/笠原輔/加藤泰/片島由賀/
西丸洋平/齋村美由紀/山本淳哲/上土井幸始/城昌志/
髙尾健太郎/山本靖子/松浦亮介

契約書 債権回収 労務問題
知的財産 倒産・再生 顧問契約
機動力と総合力で企業トラブルを解決します

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!